

④督促手続事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金（税込）	事件の経済的利益の額が300万円以下の場合 2.2% 300万円を超え3,000万円以下の場合 1.1%+3万3,000円 3,000万円を超え3 億円以下の場合 0.55%+19万8,000円 3億円を超える場合 0.33%+85万8,000円 ※訴訟に移行したときの着手金は、①の額と上記の額の差額とする。 ※着手金の最低額は5万5,000円	A
報酬金	①の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。	